

# 石綿健康管理手帳の交付対象業務が拡大されます

石綿業務に従事した離職者を対象とした健康管理手帳について、平成21年4月1日より、石綿等の製造又は取扱いに直接従事する業務に加え、間接的に石綿ばく露する業務 (注) も対象となります。

注：石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に限ります。

交付要件は直接ばく露と間接ばく露で異なります。

石綿等を製造又は取扱う業務に従事していた方  
【直接ばく露】

(次の交付要件(1)～(3)のどれかに該当する必要があります。)

## 【交付要件】

(1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

(2) 石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業(吹付けられた石綿等の除去の作業を含む。)に1年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにはく露した日から10年以上を経過していること。

(3) 石綿等を取扱う作業((2)を除く。)に10年以上従事した経験を有していること。

石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に従事していた方  
【間接ばく露】

(次の交付要件に該当する必要があります。)

## 【交付要件】

両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。



健康管理手帳が交付されると、国の負担で健康診断が受診できます。

(受診可能な医療機関は指定されます。)

申請に必要な書類(事業者の証明等)は法令で定まっています。

申請に関する相談は岩手労働局労働基準部 安全衛生課 又は最寄の労働基準監督署までお願いします。

**岩手労働局労働基準部 安全衛生課**

〒020-0023 盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館

電話 019-604-3007